

芽室町監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙決定書のとおり公表します。

平成31年4月17日

芽室町監査委員 富 田 明 雄

同 西 尾 一 則

決 定 書

第 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

第 2 請求の要旨

(下線は、請求人陳述の際、証拠書類として提出のあった芽室町職員措置請求書に加筆のあった部分である。)

住民監査請求及び住民訴訟を故意に妨害した「違法な公金の支出の共同不法行為」の損害賠償請求について

1 誰が(請求対象者)

芽室町長 ○○○(平成 X 年の芽室町長)、監査委員 A(平成 X 年の監査委員)、監査委員 B(平成 X 年の監査委員)、職員 A(平成 X 年の総務課長)、職員 B(平成 X 年の総務課長補佐)及び職員 C(平成 X 年度の企画財政課長)

2 いつ、どのような「違法な公金の支出の共同不法行為」を行ったか(監査対象事項)

(1) 監査委員 A 及び監査委員 B は、平成 30 年 7 月 12 日及び同年月 27 日付で收受(瑕疵)した住民監査請求の 6 件は、收受(瑕疵)して受理せず却下した却下決定の通知は、これを無効とする(地方自治法 2 条 16 項及び同条 17 項・無効の行政行為)。ことから、地方自治法 242 条 1 項所定の要件審査及び同条 4 項所定の監査を故意に怠る事実の共同不法行為の客観的事実である。したがって、住民監査請求及び住民訴訟を故意に妨害した「違法な公金の支出の共同不法行為」の客観的事実である。の釈明を求める。

(2) そして、平成 30 年(行ウ)第 9 号・同第 11 号損害賠償請求事件、同第 10 号損害賠償等請求事件及び同第 13 号・同第 14 号損害賠償請求事件の 5 件の訴訟事務委託契約及び虚偽の答弁書(証拠の偽造)は、これを無効とする(地方自治法 2 条 16 項及び同条 17 項・無効の行政行為)。したがって、芽室町長○○○、職員 A、職員 B 及び職員 C は、住民訴訟を故意に妨害した「違法な公金の支出の共同不法行為」の客観的事実である。の釈明を求める。

(3) そして、変更契約書に印紙の貼り付けがないのは、印紙税法に違反する違法である。の釈明を求める。

3 その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか

(1) 「契約書 2 条 甲は、本件事件の着手に当たり、乙に対して 10 万 8000 円(内消費税金 8000 円)を支払う。」の内消費税金 8000 円は、上乗せ支払の共同不法行為である。したがって、平成 30 年(行ウ)第 9 号・同第 11 号損害賠償請求事件、同第 10 号損害賠償等請求事件及び同第 13 号・同第 14 号損害賠償請求事件の 5 件の 54 万円は、故意に怠る事実の共同不法行為~~法上違法な~~「公金の支出」の客観的事実である。そして、内消費税金 8000 円の 5 件の 4 万円は、上乗せ支払の故意に怠る事実の共同不法行為である。の釈明を求める。

(2) そして、「契約書 4 条 甲は、乙に対し、本件事件が終了した時点で、報酬額 50 万円を別途協議する。」は、「地方自治法 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」そして、「地方自治法 210 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」ことから、これらに違反する共同不法行為である。の釈明を求める。

(3) したがって、訴訟費用の着手金(3%から 8%)及び報酬額(6%から 16%)は、平成 30 年(行ウ)第 9 号事件の訴訟物は 152 万 3445 円である。ことから着手金 24 万円及び報酬額 48 万円の合計 72 万円、第 10 号事件の訴訟物は 43 万 2000 円である。ことから着手金 24 万円及び報酬額 48 万円の合計 72 万円、第 11 号事件の訴訟物は 3 億 3933 万 6000 円である。ことから着手金 1087 万円及び報酬額 2174 万円の合計 3261 万円、第 13 号事件の訴訟物は 94 万 5000 円である。ことから着手金 24 万円及び報酬額 48 万円の合計 72 万円、第 14 号事件の訴訟物は 1 億 7966 万 3000 円である。ことから着手金 607 万 9000 円及び報酬額 1215 万 9000 円の合計 1823 万 8000 円である。したがって、5 件の訴訟事務委託契約は、芽室町財務規則 106 条 1 項 6 号 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円を超えることから、訴訟事務委託業務は指名競争入札(芽室町財務規則 104 条)を故意に妨害した共同不法行為である。そして、「地方自治法 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」ことから、法

令又は予算に違反した共同不法行為の平成 30 年(行ウ)第 9 号・同第 11 号損害賠償請求事件、同第 10 号損害賠償等請求事件及び同第 13 号・同第 14 号損害賠償請求事件の 5 件の契約書は、これを無効とする(地方自治法 2 条 16 項及び同条 17 項・無効の行政行為)。の釈明を求める。

(4) そして、変更契約書に印紙の貼り付けがないのは、印紙税法に違反する違法である。の釈明を求める。

4 その結果どのような損害が芽室町に生じているか

平成 30 年(行ウ)第 9 号・同第 11 号損害賠償請求事件、同第 10 号損害賠償等請求事件及び同第 13 号・同第 14 号損害賠償請求事件の訴訟事務委託料は、これを無効とする(地方自治法 2 条 16 項及び同条 17 項・無効の行政行為)。ことから、54 万円の損害が芽室町に生じている。

5 したがって、どのような措置を請求するのか

共同不法行為に係る故意に怠る事実の「公金の支出」の損害賠償請求を求める。そして、平成 30 年(行ウ)第 9 号・同第 11 号損害賠償請求事件、同第 10 号損害賠償等請求事件及び同第 13 号・同第 14 号損害賠償請求事件の契約書の無効は、54 万円の損害賠償請求を求める。そして、内消費税金 8000 円の 5 件の 4 万円は、上乗せ支払の故意に怠る事実の「違法な公金の支出の共同不法行為」である。ことから、不当利得返還を求める。

6 結論

請求者らの住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項所定の要件を充たしている客観的事実である。

そして、共同不法行為にかかる者のために法的安定性を考慮すべき必要はない、というべきである。

第 3 請求の受理

本件請求は、平成 31 年 2 月 19 日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

第 4 監査の執行

1 監査の期間

平成 31 年 3 月 20 日(水)から同年 4 月 5 日(金)まで

2 監査の対象部局

総務課

3 請求人の陳述及び証拠提出

平成 31 年 3 月 28 日に請求人の陳述を聴取した。請求人からは、事前に証拠書類の提出があった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

平成 31 年 3 月 25 日に総務課長及び同課行政管理係長の陳述を聴取した。芽室町長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求のうち、第 2 の 2(2)虚偽の答弁書（証拠の偽造）及び第 2 の 2(3)印紙税法に係る部分を却下する。

請求人のその余の部分をいずれも棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

① 地方自治法

（地方公共団体の法人格及び事務）

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

(2)から(15)まで 一略一

(16) 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

(17) 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

（総計予算主義の原則）

第 210 条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（支出負担行為）

第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（住民監査請求）

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しく

は委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填（てん）するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 及び 3 ー略ー

4 第 1 項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5 ー略ー

6 監査委員は、第 4 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

7 ー略ー

8 第 3 項の規定による勧告並びに第 4 項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

9 ー略ー

② 芽室町財務規則

（予備費の充用）

第 18 条 課長等は、予備費の充用を必要とするときは、第 4 号様式(2)の予備費充用票を企画財政課長を経て町長の決定を受けるものとする。

2 ー略ー

③ 印紙税法（別表第一）

印 紙 税 額

平成30年5月現在（平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。）

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 400円 50万円を超え 100万円以下 1千円 100万円を超え 500万円以下 2千円 500万円を超え 1千万円以下 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 2万円 5千万円を超え 1億円以下 6万円 1億円を超え 5億円以下 10万円 5億円を超え 10億円以下 20万円 10億円を超え 50億円以下 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成32年(2020年)3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下 500円 100万円を超え 500万円以下 1千円 500万円を超え 1千万円以下 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 1万円 5千万円を超え 1億円以下 3万円 1億円を超え 5億円以下 6万円 5億円を超え 10億円以下 16万円 10億円を超え 50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円 【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 8万円 5億円を超え 10億円以下 18万円 10億円を超え 50億円以下 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 400円 200万円を超え 300万円以下 1千円 300万円を超え 500万円以下 2千円 500万円を超え 1千万円以下 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 2万円 5千万円を超え 1億円以下 6万円 1億円を超え 5億円以下 10万円 5億円を超え 10億円以下 20万円 10億円を超え 50億円以下 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
2	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から平成32年(2020年)3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成32年(2020年)3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下 500円 300万円を超え 500万円以下 1千円 500万円を超え 1千万円以下 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 1万円 5千万円を超え 1億円以下 3万円 1億円を超え 5億円以下 6万円 5億円を超え 10億円以下 16万円 10億円を超え 50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円 【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 8万円 5億円を超え 10億円以下 18万円 10億円を超え 50億円以下 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
	約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない白地手形(手形金額の記載のないものは除きます。)で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 400円 200万円を超え 300万円以下 600円 300万円を超え 500万円以下 1千円 500万円を超え 1千万円以下 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 1万円 5千万円を超え 1億円以下 2万円 1億円を超え 2億円以下 4万円 2億円を超え 3億円以下 6万円 3億円を超え 5億円以下 10万円 5億円を超え 10億円以下 15万円 10億円を超えるもの 20万円	1 記載された手形金額が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
3	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	

一 覧 表

〔10万円以下又は10万円以上 …… 10万円は含まれます。
10万円を超え又は10万円未満 …… 10万円は含まれません。〕

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとする。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 200円 500万円を超え1千万円以下のもの 1千円 1千万円を超え5千万円以下 " 2千円 5千万円を超え1億円以下 " 1万円 1億円を超えるもの 2万円 (注) 株券、投資証券については、1株(1口)当たりの払込金額に株数(口数)を掛けた金額を券面金額とします。	1 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 2 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	4万円	
6	定款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
8	預金証書、貯金証書	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券 (注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200円	船荷証券の謄本
10	保険証券	200円	
11	信用状	200円	
12	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。	200円	
13	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 200円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
16	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの 200円 配当金額の記載のないもの 200円	記載された配当金額が3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など 2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え200万円以下のもの 400円 200万円を超え300万円以下 " 600円 300万円を超え500万円以下 " 1千円 500万円を超え1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え1億円以下 " 2万円 1億円を超え2億円以下 " 4万円 2億円を超え3億円以下 " 6万円 3億円を超え5億円以下 " 10万円 5億円を超え10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が5万円未満(※)のもの 2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていました。
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに 200円	1 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 2 所得税が非課税となる普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
19	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに 400円	
20	判取帳	1年ごとに 4千円	

(2) 監査委員の判断

請求人は陳述において、住民監査請求の趣旨及び原因並びに請求人の主張、結論に至るまで、縷々陳述したが、その内容は請求人の独自の見解に基づくものであって、請求人独特の言い回しによる主張であると解する。

そもそも、請求人に対しては、職員措置請求書の請求内容とその補充説明に限り陳述を求めているところ、請求人の陳述は、請求内容から逸脱した部分もあり、この陳述は、監査委員の判断を左右するものではない。

請求人及び関係人の陳述及び証拠書類並びに弁明書から、監査委員として次のとおり判断する。

① 第2の2(1)について

本件請求書及び証拠書類からは、監査委員が住民監査請求及び住民訴訟を故意に妨害した「違法な公金の支出の共同不法行為」の客観的事実を窺い知ることはできない。

住民監査請求においては、請求人の単なる憶測や主観にとどまらず、事実証明書をもとに違法・不当とする客観的な理由を示すことが必要であるが、本件では、請求人の請求内容・理由、事実証明書及び証拠書類などからも、違法性・不当性が具体的・客観的な理由に基づいているとは認められない。

② 第2の2(2)について

町長ほか住民訴訟を故意に妨害し、「違法な公金の支出の共同不法行為」を行った客観的事実は認められない。町から提出された弁明書及び証拠書類から、訴訟事務委託契約は正当な手続きにより、適法かつ妥当に決定され、執行されたことが確認できた。したがって、住民訴訟を故意に妨害したとの指摘は、事実に基づかない、請求人独自の見解によるものと判断する。

なお、訴訟に係る答弁書は、違法又は不当な財務会計上の行為又は一定の怠る事実ではないことから、地方自治法第242条第1項に規定する請求の対象事項とはならない。

③ 第2の2(3)について

そもそも、地方公共団体は、印紙税の非課税対象団体であり印紙を貼る必要はなく、違法又は不当な公金の支出もしていないことから、住民監査請求の対象とはならない。

また、課税文書たる契約書に印紙が貼付されていない場合であっても、

契約書の法的効力には何ら影響がなく、契約書は有効であるから、この点でも住民監査請求の対象とはならない。

④ 第2の3(1)について

着手金の支出は役務の提供に当たり、消費税が加算されることから、上乘せ支払いとの指摘は失当である。

したがって、違法な公金の支出にも当たらない

⑤ 第2の3(2)について

報酬額を別途協議することについては、契約締結時点では、事件が終了する時期及び事件の結果が未定であることから、報酬額については終了時に協議することとしたものであり、事件終了後に協議し、契約を締結することになったものである。

また、訴訟事務委託料は当初予算に計上していないため、芽室町財務規則第18条第1項の規定(課長等は、予備費の充用を必要とするときは、第4号様式(2)の予備費充用票を企画財政課長を経て町長の決定を受けるものとする。)に従い、予備費を充用し、予算措置をしていることから、不法行為とは言えない。

なお、地方自治法第210条に違反するとの主張に対しては、本件請求人による同趣旨の控訴審において、「報酬額を別途協議する旨の条項が地方自治法210条に違反するとは認められないから、控訴人の主張はその前提を欠いて失当である。」との判断が下されている(平成30年(行コ)第33号損害賠償請求控訴事件 平成31年2月28日札幌高等裁判所判決言渡)ことから、この点についても不法行為とは言えないことは明らかである。

⑥ 第2の3(3)について

訴訟費用の着手金及び報酬額については、平成16年4月1日から弁護士報酬は自由化されており、現在は指摘するような報酬基準はない。

このため、弁護士との協議により着手金及び報酬額を決定したものであり、妥当な金額であると認める。

⑦ 第2の3(4)について

③ 第2の2(3)についてと同じ。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、主文のとおり決定する。

平成 3 1 年 4 月 1 7 日

芽室町監査委員 富田 明雄

同 西尾 一則